

## 狭あい協議（寄附）今後の流れおよび注意事項

※【必須】は、必ず行っていただく事項です

## ① “協議結果通知書” の発行

- 後日、土地の確定図面や補助金の対象となる項目が明記された“協議結果通知書”が発行されます。  
協議結果通知書は、連絡先（協議書を窓口へ提出した方）に連絡してお渡しします。

## ② 登記承諾書・印鑑証明書の提出

- 登記承諾書は、岡崎市が分筆登記や所有権移転登記を行う際、法務局へ提出されます。**実印の捺印および捨印が必要**となりますので、**【必須】印鑑登録証明書をご準備ください。**有効なものであれば、古くても結構です。なお、印鑑登録証明書については**無料交付の書類をお渡しします**ので、市民課又は各支所にて無料で交付が受けられます。登記前に住所変更された場合は、新住所のものを再提出していただきます。
- これらの書類は、土地家屋調査士が手配回収します。

## ③ 撤去・移設工事完了（道路形態築造）の連絡

- 【必須】撤去工事が完了し（寄附部分が道路形態となり）ましたら、下記連絡先までお電話にてご連絡をお願いします。**
- 連絡を受けると、速やかに現場を確認し、問題なければ登記事務へと進みます。地中物の残存（樹木の根、塀等の基礎）、土間コンクリートの一部残存、切土盛土不備、等がよくある撤去未完了の問題です。

## ④ 抵当権抹消について

- 現在登記されている抵当権について、寄附部分のみの抹消承諾依頼を岡崎市が金融機関へ依頼します。  
**【必須】土地所有者様から金融機関の取扱い支店の担当者へ、あらかじめその旨お伝えください。**
- 寄附部分も含む土地へ**新規で抵当権を設定登記するのはお止めください。**そのためにも、**寄附用地内の撤去工事は早期に完了することを徹底してください。**やむを得ず抵当権を追加設定する場合は、必ず事前に下記連絡先までご連絡ください。なお、新規抵当権を追加した場合はその後の事務がかなり遅延することをご了承ください。

## ⑤ 分筆登記について

- 「道路として寄附する」ということは**「寄附部分が道路形態となっている」のが大原則**です。よって、寄附部分に個人の所有物が残存している間は、岡崎市による分筆登記はできません。また、岡崎市で行う登記事務は、事務の性質上、個人申請と比較して時間を要します。**寄附申込時から住所変更された場合は、印鑑登録証明書を再度取得して、提出していただきます。**
- 岡崎市で行う登記事務ではスケジュールが合わない場合は、個人申請による寄附部分の分筆をお奨めします（費用は個人負担となります）。

## ⑥ 所有権移転登記について

- 寄附部分について、道路形態となり、抵当権が抹消され、分筆登記が完了していれば、速やかに**所有権移転登記**を行います。

## ⑦ 補助金および奨励金の交付申請

- 【必須】裏面の「補助金および奨励金申請書類の作成方法等」をご確認ください。**
- 補助金一覧表の金額は**上限額**ですのでご注意ください。なお、各項目の上限額と見積り内容を照合しますので、**各項目の上限額総額と交付決定額は必ず同一となるものではありません。**
- 交付時期は**所有権移転登記完了後、1カ月程度先の木曜日（祝日の場合は水曜日）**となります。
- 補助金の申請

## ⑧ 岡崎市による整備が可能な旨の連絡

- 協議結果通知書の市整備内容欄に整備項目が記載されている場合は、**【必須】岡崎市による整備が可能となった時点（外構工事完了等）で下記連絡先までご連絡をお願いします。**

## ⑨ 岡崎市による舗装整備又はご自身による舗装整備と補助金申請

- ご連絡後、早期の整備を目指しますが、年間 150～200 件の寄附案件を順次整備しておりますので時間がかかります（1 年半～2 年程度）。お急ぎの場合はご自分でアスファルト舗装を施工し、補助金を申請していただくことをお勧めします。
- 境界立会時に、岡崎市と協議申請者様等とで打合せを行った寄附部分の整備内容を変更する場合は（アスファルト舗装を自前で行う等）、必ず事前に下記連絡先までご連絡ください。

【連絡先】 岡崎市 住環境政策課 狭あい道路整備係 Tel 23◆6823 Fax 23◆7528

岡崎市 住環境政策課 狭あい道路整備係 TEL 23◆6823 Fax 23◆7528